

## 一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年4月17日

盛岡市長 内 館 茂

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度盛岡市立高松小学校校舎安全対策（外壁・屋根等）修繕
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 修繕の場所 盛岡市上田堤二丁目145番3外
- (4) 修繕の期間 契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

#### 2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月9日（木）午前10時00分
- (2) 場所 盛岡市役所都南分庁舎 4階大会議室北（盛岡市津志田14地割37-2）

#### 3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 令和6・7年度の盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格で、「建築一式工事甲A」の登録業者であること。

#### 4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 仕様書等は、盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ>市の発注契約>発注情報』に掲載している。

また、盛岡市教育委員会事務局総務課（盛岡市津志田14地割37-2 都南分庁舎3階）の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時まで閲覧できる。

- (2) 契約条項を示す場所は、盛岡市教育委員会事務局総務課とする。

#### 5 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数  
入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 入札参加申請手続
  - ア 申込方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。
  - イ 受付期限 令和6年5月8日（水）正午までとする（郵送の場合にあっては、当該書類が受付

期限前日までにウの受付場所に書類が到達したものに限る。)

ウ 受付場所 盛岡市教育委員会事務局総務課

6 入札保証金 盛岡市財務規則第 105 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合には免除する。

7 入札の方法

(1) 入札書は、2 の日時及び場所に持参すること。郵便による入札は、認めない。

(2) 代理人により入札させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

8 入札の回数

2 回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第 13 によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も一括総額 とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 低入札価格調査制度

(1) 本入札の実施に当たっては、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

(2) 調査基準価格は、予定価格の 10 分の 6 未満の価格（当該価格に 1 円未満の端数が生じる場合は切り捨てた価格）とする。

(3) 入札価格が調査基準価格未満の場合は、落札候補者として落札を保留し、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査する。

(4) 落札候補者は、落札候補者となった日の翌日から起算して 2 日以内（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第 37 号）に規定する市の休日を除く。）に次の書類を提出すること。

ア 修繕費内訳書（様式第 4 号）

イ 修繕費内訳書（各項目の詳細）任意様式

ウ 低入札価格理由書（様式第 5 号）

エ 雇用保険の加入に関する書類

労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 1 部

※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写し

オ 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

年金事務所等発行の保険料領収書（3 か月以内のもの）の写し 1 部

※健康保険組合に加入の場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保に加入している場合を含む。）は、健康保険組合の各保険料領収書（3 か月以内のもの）の写し

提出先 盛岡市教育委員会事務局総務課

11 落札者の決定方法

(1) 本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、落札候補者として落札を保留し、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定する。

- (2) 落札者を決定した場合は、落札者に通知する。
- (3) 落札候補者として落札を保留された者が、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、契約の内容に適合した履行がなされると認められない場合は、当該落札候補者を失格とする。
- (4) 11(3)により失格となった者に対しては、入札結果通知書により通知する。
- (5) 11(3)により失格となった者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

## 12 契約書作成の要否

要 修繕請負契約書による。

## 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 10(4)に掲げる書類を提出期限内に提出しない者のした入札
- (3) 5(1)及び10(4)に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (4) その他入札条件に違反した入札

## 14 その他

- (1) 現場説明は、行わない。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 5(1)に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (5) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年4月30日(火)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により盛岡市教育委員会事務局総務課あて提出すること。

回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ>市の発注契約>発注情報』で令和6年5月7日(火)までに公表する。

ア 電子メールアドレス [edu.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:edu.soumu@city.morioka.iwate.jp)

イ 盛岡市教育委員会事務局総務課 住所：盛岡市津志田14地割37-2 都南分庁舎3階

FAX：019-639-9070